

令和8年2月定例教育委員会 会議録

2月定例教育委員会を令和8年2月16日（月）午前10時 市役所203会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 渡邊智治 委員 堀 美鈴 委員 木澤和子
委員 野副紫をん 委員 吉野孝博 委員 佐曾利吏佐

事務局 中村教育部長

【学校教育課】 西村課長 鈴木主幹 前田統括主査
森指導主事 黒木指導主事

【文化推進課】 大黒課長

【スポーツ交流課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

【子育て支援課】 高橋課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第36号議案 令和8年度定期人事異動内申について
 - 第37号議案 犬山市指定有形文化財の指定について
 - 第38号議案 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則の一部改正について
 - 第39号議案 犬山市学校運営協議会規則の一部改正について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) (仮称)犬山市こども権利条例策定について
 - (2) 後援名義使用承認に関する報告
 - (3) 3月・4月行事予定表について
 - (4) 令和7年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について
 - (5) 令和8年度年間計画について
 - (6) 「犬山の教育施策2026 学びの学校づくり」について
 - (7) 議会の議決を経るべき事件について
 - (8) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他

◆議事内容

	開 会
教 育 長:	ただ今より 2 月定例教育委員会を開催します。
	教育長報告
教 育 長:	<p>おはようございます。本日は 2 月の定例教育委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>2 月 3 日が節分、4 日が立春ということで、暦の上では春を迎えました。今シーズンは大きなしかも長期の寒波がやってきて、こちらでも随分雪の量がありましたが、元々雪が多い東北・北海道地方でもこれまでにない雪が降って、雪による犠牲者も随分いらっしゃったようです。何と申し上げていいやら言葉が見つからないような状況です。夏は暑い冬は寒いのが当たり前とはわかっていますが、夏の暑さや冬の寒さは程々にして欲しいという思いがしています。</p> <p>教職員の人事につきましては、尾張教育事務所と教育長の 2 度の面談、そして尾張教育事務所と校長との 2 度の面接、その後校長と教育長との面談もあったわけですが、こうした面談面接を終えてほぼ内申案が固まりました。先週 2 月 13 日の事務協の幹事会において事務局より内申案が示されました。本日の会議はこの内申案についてご協議をいただき、ご承認をいただくというのが最重要課題です。ご承認いただいた後、事務協の事務局である扶桑町教育委員会に報告をする手はずになっています。内示日は 3 月 13 日で、この日に校長先生から直接ご本人に内示を行っていただく予定です。新聞発表は 3 月 30 日の朝刊の予定です。</p> <p>さて、再来週 3 月 6 日はいよいよ中学校の卒業式です。そしてその 2 週間程後の 3 月 19 日には小学校の卒業式が予定されています。教育委員の皆様にはご足労をおかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。全ての子どもたちが笑顔で卒業して次の新しいステージに向かうことができるように、犬山市教育委員会も学校現場を支えて参りたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから 2 月の定例教育委員会を始めさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p>
	第 36 号議案
教 育 長:	第 36 号議案「令和 8 年度定期人事異動内申について」、事務局お願いします。
	<非公開>
教 育 長:	では、第 36 号議案「令和 8 年度定期人事異動内申について」は、お

	認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第37号議案の審議に入ります。
教育長:	第37号議案 第37号議案「犬山市指定有形文化財の指定について」、事務局 お願いします。
加藤課長:	<p>今回指定する物件は大縣神社拝殿一棟、附として棟札二枚です。この建物は明和5年に建築されており、所在地は愛知県犬山市字宮山3番地、所有者は宗教法人大縣神社です。</p> <p>大縣神社は犬山市域の南部、本宮山の西麓に位置しています。祭文殿や東西回廊も寛文元年頃に再建され、これらは国の重要文化財になっています。今回指定する拝殿は、棟札によって明和4年に上棟されたことがわかっています。拝殿は桁行五間、梁間三間の切妻造で、檜皮葺の屋根になっており、本殿・祭文殿の前に南を正面として建っています。若干の改造はあるものの建立時の姿をよく残しています。大縣神社は熱田神宮や真清田神社、尾張大国霊神社、津島神社と共に「尾張造」と呼ばれる特徴的な社殿の配置形式を有する神社で、拝殿は尾張造の拝殿の特徴と社殿構成を示す遺構として貴重です。これらのことから、尾張地方に残る近世の神社建築として歴史的にも学術的にも高い価値を有するものであるとして、今回指定したいと考えています。</p> <p>本件の指定によって、犬山市指定文化財の件数は38件になります。また、犬山市指定文化財の新指定は、平成21年5月の「小牧・長久手合戦図」以来で、建造物を市指定有形文化財に指定するのは本件が初めてです。</p> <p>資料4頁は拝殿正面からの写真と配置図で、黄色の「拝殿」と書かれているところが今回指定するものです。5頁は犬山市文化財保護審議会からの答申、6頁以降は指定理由書の詳細です。この物件は所有者の意向や、調査に携わった愛知県文化財保護審議会委員の岩田先生からも県指定に十分なる物件だという話も伺っていますので、市指定の後は県指定に向けての働きかけを行っていきたいと考えています。</p>
教育長:	<p>ご存じだと思いますが、尾張一宮は一宮の真清田神社、尾張二宮は犬山にある大縣神社、尾張三宮が名古屋の熱田神宮。ですから尾張で2番目に位置付けられた非常に由緒ある神社ということです。木造建築というのはいずれ姿を崩していくので改修という状況もあるわけですが、まずは犬山市の有形文化財に指定したいと。当然ながらそうなれば次は愛知県、その後は国という将来的にそういったところも含んでのまずは第一歩です。</p> <p>ご意見ご質問ありますか。</p> <p>では、第37号議案「犬山市指定有形文化財の指定について」は、お</p>

	認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第38号議案の審議に入ります。
教育長:	第38号議案 第38号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則の一部改正について」、事務局お願いします。
西村課長:	教育委員会として大きな事業をやる際、プロポーザル方式で候補者を選定する場合はプロポーザル審査委員会を立ち上げますが、この委員会は、教育委員会ではなく市長部局が定めている「犬山市プロポーザル審査委員会規則」を準用して定めています。今回、その読み替えに一部誤りがあったことが判明しました。 具体的には、資料3頁に読替前と読替後という表があります。例えば第3条第2項は、読替前は「前項の規定にかかわらず市長が」となっていますが、正しくは「犬山市教育委員会」と読み替えなければなりません。これは、審査委員会等を立ち上げる権限については教育委員会が持っているためです。「市長」ではなく「教育委員会」と正しく読み替えるための一部改正ということです。
教育長:	教育委員会は市長部局とは独立した機関であるということで、これまで「市長」となっていたのを「犬山市教育委員会」というように規則を修正するというものです。 ご意見ご質問ありますか。 では、第38号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第39号議案の審議に入ります。
教育長:	第39号議案 第39号議案「犬山市学校運営協議会規則の一部改正について」、事務局お願いします。
西村課長:	学校運営に関する基本的な方針の承認として、第4条には学校運営協議会で確認いただく内容が列記してあります。法律改正の要請に基づき、第4号に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を追加します。
教育長:	教員に残業手当はつかないのですが、現在調整手当が4%ついていて、これを6年かけて10%に上げていく。そのためには、きちんと市町村で教員の業務管理をなさないとということが義務付けられているので、学校運営協議会の規則でも定めるようにということです。 ご意見ご質問ありますか。

	では、第39号議案「犬山市学校運営協議会規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 「(仮称)犬山市こども権利条例策定について」、事務局お願いします。
高橋課長:	<p>こどもの権利条例は、国の方で批准している「子どもの権利条約」に基づき、全国のいくつかの市町村で古いところでは平成の時代から制定されています。</p> <p>犬山市では令和6年5月に小学生の虐待死と見られる事案が発生したことから、子どもの権利を守っていかなければならないという思いもあって、「こどもの権利条例」を策定していきたいということで準備しています。今年になってから子どもの年代の方々からいろんな意見をいただく期間を作っており、最低限記載しなければいけない骨子事項も概ね固まったので、教育委員の皆様にある程度ご報告できる段階と思い少しお時間をいただきました。</p> <p>本日お配りした「(仮称)犬山市こどもの権利条例(骨子案)」に目的から市の責務等までいろいろ書いてあります。子どもの権利についてはどこかの自治体とどこかの自治体で変わるものではありませんので、基本的な事項が記載されるものと考えています。また保護者の責務や地域住民等の役割、市の責務等についても大きく異なるものではないだろうと思い、案を作成しています。では子どもたちの意見は何に活かすのかということですが、条文前の文章で、条例を作るにあたっての市の思いやどういうことで作るのかという「前文」というものを作ります。こちらに子どもたちが今感じていることやこうなったらいいよねというような思いを記載して、犬山市版のこどもの権利条例を作っていきたいと考えています。</p> <p>子どもの意見は今年度後半から集めました、来年度も色々聞いていこうと思っています。もう少し文章等が固まり提示できるような状態になったら随時報告をさせていただき、教育委員の皆様にご意見をいただきながら条例を作っていきたいと思っています。</p> <p>また3月の後半に総合教育会議を予定させていただいていると思いますが、そちらでもこどもの権利条例について意見を聞きたいということで市長からの指示があります。本日の資料を参考に色々忌憚ないご意</p>

	見等いただければと思いますので、よろしく願いいたします。
教 育 長:	<p>皆さんご存じのことと思いますが、一昨年5月に犬山西小学校の子が、おそらく保護者から虐待があったんじゃないかということで亡くなるという、非常に悲しい事件が起こりました。それ以降、市長の思いとして子どもの権利条約を1日も早く策定したいということで取り組んで参りまして、3月24日に予定されている総合教育会議の折にぜひ教育委員さんのご意見を聞きたいということで、子育て支援課から相談がありました。素案でいいからわかっている範囲で出した方が委員さんもお話ししていただきやすいんじゃないかということで、骨子案を出していただきました。</p> <p>今この場でどうこうというのは設けませんが、総合教育会議の折には個々の委員さんのご意見をお話いただくことがあるかもしれません。一度目を通していただくと同時に資料が併せて提供されていますので、これもお覧になられた上で、当日ご意見を求められたときにはご発言いただけるような準備をしていただければと思いますので、よろしく願いします。</p> <p>現時点で何か子育て支援課にお尋ねになりたいことがあればお聞きしたいと思いますが、いかがですか。</p>
渡邊委員:	<p>タウンミーティング等いっぱいされていると思いますが、そこで出てきた意見というか、どういう内容が出てきたか教えてもらうことは可能ですか。</p>
高橋課長:	<p>1月10日のこども若者ミーティングは、高校生年代に集まってもらいました。私に関わっていたテーブルでは、やっぱり高校生年代なものですから、中学校のときにこうしたかったけどできなかったとか、校則がなんで学校ごとに違うんだろうという意見が出ていました。</p> <p>大人のタウンミーティングは、ちょうど高校生年代の子も来てくれたものですから、その子が実際にこういうことがあってというのにフォーカスが当たっている部分が若干ありました。子どもたちにとって権利がそんなに侵害されている他国のような状況ではありませんので、条例の資料にあるような命の危機を体感することは実際にそうそうありません。なので、意見が聞いてもらえる権利等がやっぱり大事だよねというのが、今のところミーティングで出てきた意見になっています。</p>
教 育 長:	<p>3月24日の総合教育会議の折には、そういったものが資料として出せそうですか。</p>
高橋課長:	<p>ある程度まとめてお話できればと思っています。</p>
教 育 長:	<p>いろんな方がいろんなことをおっしゃると思いますが、それに左右されずご自分のお考えをぜひ述べていただけたらと思います。資料は資料として出していただきますが、あくまでも資料なので、ご自身のお考えを固めていただけたらと思います。</p>

	<p>では次に「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。</p>
大黒課長:	<p>令和8年1月6日から1月30日の間に犬山市教育委員会後援名義使用を承認した事業は6件ありました。継続事業5件、新規事業1件です。新規事業についてご説明します。</p> <p>No.1「チアダンスをみんなで踊ろう」です。主催はチアクラブで、令和8年2月23日、3月2日、3月9日の3回、楽田ふれあいセンターにおいて、少年少女の健全育成及びスポーツを通じて協調性などを促進する目的で、3歳から小学校6年の子どもを対象に開催されます。</p>
教育長:	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では次に「3月・4月行事予定表について」、事務局お願いします。</p>
森指導主事:	<p>令和7年度もいよいよ終わりが見え始め、各学校でも今年度の締めくくりをしている頃だと思います。</p> <p>3月ですが、中学校は3年生の修了式が5日で翌日6日が卒業式、小学校は6年生が18日修了式で翌日19日が卒業式となっています。その他の子どもたちは24日が小中学校の修了式になります。</p> <p>4月ですが、8日が小学校の入学式、翌日9日が小学校は始業式で中学校は入学式と始業式となっています。20日に多くの小学校では授業参観やPTA総会が行われ、中学校では23日に授業参観やPTA総会が計画されています。</p> <p>我々教職員につきましては、3月31日が退職辞令伝達式、4月1日が辞令伝達式ということで、職員が入れ変わります。</p> <p>最後に定例教につきましては3月16日に予定していますので、よろしく願いいたします。</p>
教育長:	<p>この表には書いてありませんが、総合教育会議が3月24日にありますので、メモをしておいていただければと思います。</p> <p>いよいよ卒業式入学式等の3月4月の予定が示されたわけですが、もう令和7年度が終わり令和8年度がいよいよ始まるなという、そんな思いです。卒業式については、教育委員さんは来賓側ではなく学校側に座っていただき、式を見届けるという役割で学校へ行っていただくこととなります。参加をしていただくわけでも出席をしていただくわけでもなく、学校と教育委員会が一緒に卒業式をやるということで主催者側になりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では次に「令和7年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。</p>
西村課長:	<p>今回の認定には3種類あります。</p> <p>まず要保護及び準要保護としての認定。生活保護世帯や生活保護に準じる困窮家庭に対する支援ということで、2月6日に2世帯の申請に対</p>

	して、2世帯2名が認定されています。次に特別支援教育就学奨励費。こちらは2名の方が追加で認定を受けています。3番目が新入学準備金。こちらは新たに令和8年度から小学1年生に上がる方に対する支援ですが、認定は20世帯20名、所得基準を超えているということで7世帯7名が不認定となっています。
教育長:	新入学準備金は小学校に入学する子だけですが、中学校へ入学する子どもたちはどうなりますか。
西村課長:	新入学準備金は出ますが、小学校の時点で既に就学援助を受けている方なので、特別に認定数は出しません。要保護・準要保護の認定分の中に含まれているという考え方です。
教育長:	小学生については新たにこれだけの子どもたちに準備金としてお渡ししますが、中学校に行く子どもたちについては既にわかっているから、そのままその家庭に支給するということですね。
大黒課長:	6年生の37名が該当するという事です。
教育長:	わかりました。 では次に「令和8年度年間計画について」、事務局お願いします。
森指導主事:	市内14の小中学校の主な行事予定を、2月10日現在でまとめたものです。4月の動きにつきましては、先ほどお話しさせていただいたとおりです。令和8年度も4月15日に小中学校同時に給食が始まる予定です。以前定例教でもお認めいただきましたが、夏休み前の授業終了が7月15日で、16日から夏期休業に入ります。夏休みを挟み9月1日から授業が開始されます。犬山市は2学期制ですので10月9日が前期終業式、3連休を挟んで13日が後期始業式になっています。11月24日は「県民の日学校ホリデー」ということで、県内市町の多くの学校が休業になります。12月23日は冬休み前の授業終了最終日となっています。冬季休業に入り、1月7日から授業が再開されます。1月下旬から中学校では入試が始まります。3月5日が中学校の卒業式、小学校は19日、そして修了式が24日となっていますので、よろしく願いいたします。
渡邊委員:	アジア大会が地元で行われますが、例えば学校の校外学習みたいな感じで行くことはありますか。
鈴木主幹:	栗栖小学校が、10月に小牧のパークアリーナで行われるバレーボール大会の観戦に参加すると聞いています。県内の学校現場には小中学校で動くための募集がされていて、抽選が当たったということです。
教育長:	とりあえず、栗栖1校だけは確定しているということだそうですね。 年間行事計画表は現時点での予定なので、今後変更があるようでしたら新たにお伝えすることになると思います。よろしく願いします。 では次に「犬山の教育施策2026 学びの学校づくり」について、事務局お願いします。

鈴木主幹:	<p>例年この時期に提案させていただき、ご意見等をいただいて3月に確定していくという流れになっています。</p> <p>昨年度より大きく変わった部分は、例えば2頁の(2)に医療的ケア支援員4名が入っています。それから6頁「4 自ら学び、学び続ける気持ちを育みます」(2)アの犬山市子ども大学について、農業体験がなくなり来年の予定として自然体験の講座になっています。その他、写真等も現場からいただいたもの、本年度の活動の様子がわかるようなものに差し替えています。なお最終頁に市内小中学校の来年度の学校公開日を一覧で載せていますが、これもまた変更等がありますので、最後確認して確定していきたいと思います。</p> <p>概要版は『学びの学校づくり』を端的にまとめた資料となっています。</p>
教 育 長:	<p>医療的ケア支援員が4名ということですが、これは必要とする子どもが4名いるということではなくて、1名に対して4名が加わるということですか。</p>
西村課長:	<p>看護師を配置する対象となる子は1名の予定です。看護師は常時必要になりますので、今まで3名1チームでローテーションを組んで対応してきましたが、どうしても穴があいてしまう場面が出る可能性があったので、4名にすることにより必ず隙間がないようにします。</p>
教 育 長:	<p>分かりました。医療的ケアの支援員がつく子は1名と把握をしていたので、4名付くのか、それとも1名の子に対して4名が変わりながら付くのかというあたりが知りたかったんです。医療的ケアが必要な子と介助が必要な子は別扱いですから、医療的ケアについては国や県が面倒見てくれますよね。介助については犬山市が独自でやっているものです。</p> <p>『学びの学校づくり』は完全版ですが、概要版はこの定例教でもっと見やすいものを作るようにご意見があった関係でできたという経緯があります。概要版については、いろんな場で関係の皆さんにお配りし、お伝えができるものかなというように思います。</p> <p>これはもうこれで、ここで決定をしますか。</p>
鈴木主幹:	<p>もしご意見等があれば伺って改善します。昨年度は3月にもう一度提案させていただきました。</p>
教 育 長:	<p>ということは、また3月に目にさせていただく機会があるということですね。それではなかなか短時間でどうこうは難しいと思いますので、3月の定例教までのところで目を通していただき、何かお気づきの点があるようでしたら事務局までご連絡をいただければ、3月の定例会の折には確定版ということで、改めて提案をさせていただくことにしたいと思います。それでよろしいですか。</p>
吉野委員:	<p>「5 感性を育みます」とか「6 夢を育みます」で、カッコの中に小中学校名がありますが、これは来年度の予定が書かれているんですよね。これは、学校からこういうのをやるよというのを吸い上げたものな</p>

	<p>のか、市教委として割り当てたものなのか、どういう感じでこういう活動がされているのか教えてください。</p>
鈴木主幹:	<p>主には市の方で企画されているものを学校教育がまとめ、ローテーションを組ませていただいています。学校の方でも1年の計画の中に組み込んでいきたいということがありますので、今年はこの学校が人権啓発講演会の対象、平和学習ですよと提示させていただき、学校で計画をしていただいているという流れになっています。</p>
教育長:	<p>「自ら学ぶ力」というのを犬山は設定しています。基礎的な学力を身につけ、家族や友達を大切に、地域を支え、自分の人生を大切にするとともに、生涯にわたって自ら学び続けようとする資質を備えた感性豊かな子ども、これが犬山が目指している子ども達の姿です。ですから、感性を育む活動というのはどの学校も取り組んでいるはずですが、特にこの部分に重点を置いてというのが学校から手を挙げてくるものもあれば、県事務所を通じて市教委に依頼があり、市教委から学校にお願いをしてやっていただくものもあります。だから全部が全部こういうものではなくて、こういうものもあったりああいうものもあったりということですが、とりあえず来年度については、それぞれここに書かれた学校がこういったことに重点を置いて教育活動を進めていくということです。</p>
渡邊委員:	<p>7頁(4)のウに「休日の部活動を地域で展開できるよう、段階的に」と書いてありますが、中1はやらないんだったら書いてしまっているのかなと思います。</p>
鈴木主幹:	<p>吹奏楽部に関しては、今後まだ検討を進めていきます。この9月からは休日合同バンドということで4中学校の吹奏楽を2つに分けて休日合同という形でスタートしたところなので、まず1年経ってコンクール等に出場しながら課題を洗い出し、それを地域で展開していこうという流れになっています。まだちょっと学校の部活動としての継続を予定しています。</p>
教育長:	<p>先日の幹事会の折に部活動の地域展開について話題になりました。どこの市町もまずは運動部、次が文化部という取り組みを進めているわけですが、犬山は比較的平行してこれを進めていますので、他の市町と比べると一歩二歩前に出ています。まだなかなか手がつけられない前に進めないという市町が多い中、やっぱり近隣の状況を見ながら進めていくところが多いものですから、今後犬山が手本になるかどうかわかりませんが、参考にして他の市町も取り組みを進めていかれるだろうなと思います。</p> <p>これはまだ完成した形ではなくて今進行中なので、こんな表現がされているというご理解をいただけたらと思います。</p>
佐曾利	<p>来年度子どもの権利を考える機会が入ってきますが、実際には子ども</p>

委員:	<p>たち自身が考える機会というのはそのさらに後なのか、どういうふうにされていくのかなと思いました。7頁(3)人権教育のところを見ると、犬山子ども人権宣言のところには(中)と入っていますが、人権教育のところには上がっているのは小学校ばかりです。学校の決まりやルールを見直す等々の話もあるので、広くそういったところも共有か何か検討いただけるといいのかなと思いました。</p>
鈴木主幹:	<p>こちらに載せているのは計画しているもので、学校ごとに中学校もそういうことに取り組んでいます。先程子育て支援課から説明があったように、実際に「こどもの権利条例」の策定にあたっては、まずは中学生の意見聴取が今月末からスタートしていくということですので、そのようなことにもちょっと触れながら、参考にはしていきたいと思っています。</p>
教育長:	<p>人権教育についてはどの学校もやっていたんですね。小学校名が書かれている人権啓発講演会あるいは平和学習は、人権擁護委員さんたちのローテーションがもう決まっていて、今年はこの学校次はここというように順繰りで回っていただいているんです。中学校は中学校で、当たり前だと思いますけれども人権教育はやらなきゃならないことです。これは特別何かをどうこうではなくて、普段の教育活動の中で取り組んでいくようなものですから、これについてはこんなご意見もあったから中学校はもっと力を入れてやらなければいけないよということは、いろんな場で伝えていきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。家に帰ってじっくりとお読みいただいて、万一これはどうかなということがありましたら、遠慮なく事務局までご連絡をいただければと思います。</p>
堀委員:	<p>「5 感性を育みます」の(3)に人権教育がありますが、子どもの人権とかいろんな話を聞くと、この場所でいいのかなと思いました。1つ出してもいいのかなと思います。</p>
教育長:	<p>ちょっとレベルの違う内容かなということですね。わかりました。そんなご意見があるので、このままでいくのか別の場所へ移すのか、あるいは新たな項目を起こしてこれをまた位置付けるのか、ちょっと検討をさせていただければと思います。</p> <p>よろしいですか。また何かあったらお聞かせください。</p> <p>では「議会の議決を経るべき事件について」、事務局お願いします。</p>
	<p><非公開></p>
教育長:	<p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明した。 特に意見はなかった。</p>
<p>自由討議</p>	

教 育 長:	自由討議に移ります。発言ありませんか。
事 務 局:	ありません。
そ の 他	
教 育 長:	何かありますか。
事 務 局:	ありません。
閉 会	
教 育 長:	これもちまして、2月定例教育委員会を終了（11：43）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 3月16日（月）10時 401会議室